

# 都市景観条例改正の骨子（素案）

## 1. 都市景観条例改正の目的

豊中市では、市域の良好な都市景観の形成を進めていくため、市・市民・事業者の責務を明らかにすると共に、景観法に基づく行為の規制等に関する事項や、都市景観の形成に係る基本的事項を定めた都市景観条例を平成12年に制定し、都市景観をとりまく情勢の変化に応じた改定を行いながら、各主体の連携と協力のもと、都市景観の形成に係る施策の推進に取り組んできました。

市域において住民による自主的なまちのルールづくりの取り組みが広がるなか、地域の特性に応じた景観のルールづくりが住民自らの合意形成のもと進められるように、これまでの行政が主導で進める規定に加え、住民の方々の自主的な取り組みの成果として、ルールの素案の申出を受けた市が、その内容をもとに都市景観形成推進地区として決定していくための手続き規定を付加するため、平成25年度に条例の改正を行いました。

今般、新千里西町3丁目地区からその申出があり、景観計画の変更を行い、併せて、変更した景観計画に則した届出がなされるように条例を改正するものです。

## 2. 都市景観条例改正の骨子の内容

新千里西町3丁目地区における届出対象行為を定めます。

### 【 内 容 】

○ 景観計画の変更の内容に則した建物等になるよう、景観法に基づく勧告を行えるよう届出対象行為を定めます。また、景観法に基づく変更命令を行えるよう、特定届出対象行為を定めます。

#### ① 届出対象行為

届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i. 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii. 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii. 1,000平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）

#### ② 特定届出対象行為

特定届出対象行為は次に掲げる行為とします。

- i. 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii. 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更